

北海道公民館協会会則

昭和 27 年 7 月 7 日制定

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は、北海道公民館協会と称し、事務所を会長の定めるところに置く。

(組 織)

第 2 条 この会は北海道内各市町村に設置する公民館並びに公民館事業を行う生涯学習センター・文化会館・コミュニティセンター等の類似施設館（以下「公民館」という）をもって組織し、各教育局所轄区域を単位として支部を置く。

2 前項の施設において、運営委託及び管理委託された NPO 法人、住民組織及び指定管理者等を会員にすることができる。

3 本会の活動に賛同し、公民館の振興発展に協力する個人及び団体を賛助会員とすることができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この会は、公民館相互の連携・協力を図り、もってその振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 公民館大会の開催
- (2) 公民館に関する調査研究及び公民館関係者の研修
- (3) 公民館活動の情報交換及び諸資料の提供
- (4) その他目的達成上必要な事業

第 3 章 役 員

(役 員)

第 5 条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 4 名
- (3) 常任理事 14 名以内
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2 名

(役員の仕事)

第 6 条 会長は、この会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは予め会長の指定する順序に従い、職務を代理する。

3 常任理事及び理事は、会務について審議し、執行する。

4 監事は、会務及び会計の監査を行う。

(役員を選出)

第7条 役員は、総会において選出する。

2 理事は、各支部において選出する。ただし、当核支部構成会員10名(10名未満の端数は切り上げる)につき1名の割合をもって選出する。

3 常任理事は原則として各支部長をもってこれに充てるものとし、会長が特に必要と認めたときに、学識経験を有する者を推挙することができる。

(役員任期)

第8条 この会の役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(相談役及び顧問)

第9条 この会に、相談役及び顧問を置く事ができる。

(相談役及び顧問の職務)

第10条 相談役は、この会の重要事項に関して、会長に意見を述べる事ができる。

2 顧問は、この会の事業に関し、会長の諮問に応じる。

第4章 機 関

(総 会)

第11条 この会の事業計画、予算その他重要な会務を審議決定するため、毎年1回総会を開催する。ただし、会長または役員において必要と認めたとき、もしくは会員の3分の1以上から請求があったときは、臨時総会を開催する。

(役員会)

第12条 役員会は、総会に次ぐ決議期間で会長、副会長、常任理事、理事並びに監事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

第13条 役員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総会より委任された事項
- (2) 規程及び細則の決定並びに変更に関する事
- (3) 役員補充に関する事
- (4) 予算の追加及び補正に関する事
- (5) その他役員会が必要と認めた事項

(正・副会長)

第14条 正副会長は、必要に応じて会長が招集し、会務執行の調整並びに役員会審議事項の調整について協議する。

(ブロック協議会)

第15条 この会の組織を強化し、会務の円滑な運営を図るため、別表に掲げるブロック協議会を設置することができる。

2 ブロック協議会は当該ブロック所属支部をもって構成し、その運営その他必要な事項はブロック協議会において定める

(専門部会)

第 16 条 この会の事業を推進し、また特定の会務を処理するため、専門部会等の機構を設けることができる。

2 前項に規定する機構の運営その他必要な事項は、役員会の同意を得て会長が決める。

第 5 章 会 計

(会 計)

第 17 条 この会の会計は、会員負担金、事業収入、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 会員負担金及び事業負担金の額、または負担基準は総会において定める。

3 この会の経理は、総会の議決された予算に基づいて行う。

4 この会の会計上必要あるときは、総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

5 この会の会計上必要あるときは、役員会において予算を補正することができる。

(決 算)

第 18 条 この会の決算は、毎年度監事による会計監査を行い、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 19 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 20 条 この会の会務を処理するため事務局を置き、事務局長及び事務局員は会長が委嘱する。

第 7 章 補 則

(委 任)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、この会の運営について重要な事項は役員会の同意を得て会長がこれを定める。

(会則の改廃)

第 22 条 この会則を改廃しようとするときは、総会の決議を経るものとする。

附 則

平成 27 年 7 月 7 日 制定

昭和 28 年 9 月 2 日 一部改正

昭和 29 年 9 月 2 日 一部改正

昭和 40 年 4 月 20 日 一部改正

昭和 41 年 5 月 8 日 一部改正

昭和 43 年 4 月 8 日 一部改正

昭和 46 年 4 月 15 日 一部改正
昭和 47 年 4 月 1 日 一部改正
昭和 51 年 5 月 12 日 一部改正
昭和 53 年 5 月 17 日 一部改正
昭和 54 年 5 月 15 日 一部改正
昭和 61 年 4 月 17 日 一部改正
平成 10 年 4 月 23 日 一部改正
平成 16 年 4 月 22 日 一部改正
平成 20 年 4 月 23 日 一部改正
平成 22 年 4 月 27 日 一部改正
平成 29 年 4 月 22 日 一部改正
令和元年 4 月 25 日 一部改正
令和 2 年 4 月 24 日 一部改正

(別 表)

別表については、当分の間、役員会議の承認のもとブロック協議会を次のように設置する。

名 称	所 属 す る 支 部
道央ブロック協議会	後志 (1 支部)
道南ブロック協議会	胆振・日高 (2 支部)
道北ブロック協議会	上川 (1 支部)
道東ブロック協議会	網走・釧路根室・十勝 (3 支部)